

春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に<u>基づく</u>大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法に<u>基づく</u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法に<u>基づく短期大学（同法に<u>基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて<u>卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) 学校教育法に<u>基づく</u>高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に<u>基づく</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に<u>よる</u>大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法に<u>よる</u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法に<u>よる短期大学</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて<u>卒業した</u>後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に<u>よる</u>高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に<u>よる</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

(水道技術管理者の資格)

第4条

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。